倉吉市上下水道局告示第10号

倉吉市水洗便所改造資金融資要綱(令和2年倉吉市上下水道局告示第4号)の一部を次のように改正す る。

令和6年4月1日

倉吉市長 広田 一恭

1 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

は、次に掲げる要件に該当しなければならない。

(1) 公共下水道処理区域内若しくは集落排水施

設排水区域内の改造工事を行う住宅の所有者又

は当該住宅の所有者の同意を得た使用者である

(融資を受けることができる者の資格)

(融資を受けることができる者の資格)

- 第4条 改造資金の融資を受けることができる者第4条 改造資金の融資を受けることができる者 は、次に掲げる要件に該当しなければならない。
 - (1) 公共下水道処理区域内若しくは集落排水施 設排水区域内の改造工事を行う住宅その他の建 築物(以下「住宅等」という。)の所有者又は当 該住宅等の所有者の同意を得た使用者であるこ と。
 - (2) (3) 略
 - (4) 公共下水道処理区域又は集落排水施設排水 区域において行われる改造工事であること。

(2) • (3) 略

こと。

- (4) 公共下水道処理区域又は集落排水施設排水 区域となった日から15年以内に行う住宅の改造 工事であること。ただし、管理者が特に融資が必 要と認める場合は、この限りでない。
- (5) 当該改造工事を行う場所において、初めて 行う改造工事であること。

附則

附則

 $1 \sim 3$ 略

(この要綱の失効)

- 4 この要綱は、令和10年<u>3月31日</u>限り、その効力 4 この要綱は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力 を失う。ただし、失効の日の前日までに融資の決 定を受けている資金については、なお従前の例に よる。
- $1 \sim 3$ 略

(この要綱の失効)

- を失う。ただし、失効の日の前日までに融資の決 定を受けている資金については、なお従前の例に よる。
- 2 様式第2号から様式第4号までの規定中「回」を削る。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。